

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗に係る届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により、東広島市の区域内に居住する者、東広島市において事業活動を行う者、東広島市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の東広島市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、東広島市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができる。

平成24年2月13日

東広島市長 藏 田 義 雄

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称

ラ・ムー西条店

(2) 所在地

東広島市西条町寺家字久保之谷6499番2外

2 変更に係る事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前)

位 置	収容台数
スーパー棟北側	46台
テナント棟北側	51台
合 計	97台

(変更後)

位 置	収容台数
スーパー棟北側	46台
テナント棟北側	48台
テナント棟西側	12台
合 計	106台

イ 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前)

位 置	面 積
-----	-----

スーパー棟東側	50.3平方メートル
テナント棟西側	39.0平方メートル
テナント棟北側	80.0平方メートル
スーパー棟北側	32.5平方メートル
合計	201.8平方メートル

(変更後)

位置	面積
スーパー棟東側	50.3平方メートル
テナント棟西側	120.0平方メートル
スーパー棟北側	32.5平方メートル
合計	202.8平方メートル

ウ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前)

位置	容量
スーパー棟東側	10.8立方メートル
テナント棟西側	6.8立方メートル
テナント棟南側	1.4立方メートル
テナント棟南側	1.4立方メートル
合計	20.4立方メートル

(変更後)

位置	容量
スーパー棟東側	10.8立方メートル
テナント棟西側	7.4立方メートル
テナント棟南側	3.2立方メートル
合計	21.4立方メートル

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業を行う者	開店時刻	閉店時刻
大黒天物産株式会社	午前0時	午後12時
未定	午前8時	午後10時

(変更後)

小売業を行う者	開店時刻	閉店時刻
大黒天物産株式会社	午前0時	午後12時
株式会社大創産業	午前8時	午後10時
有限会社サイクルショップカナガキ	午前8時	午後10時

イ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前)

荷さばき施設番号	位置	時間帯
1	スーパー棟東側	午前6時から午後10時まで
2	テナント棟西側	
3	テナント棟北側	
4	スーパー棟北側	午後10時から翌日の午前6時まで

(変更後)

荷さばき施設番号	位 置	時間帯
1	スーパー棟東側	午前6時から午後10時まで
2	テナント棟西側	
3	スーパー棟北側	午後10時から翌日の午前6時まで

3 変更年月日及び変更の理由

変更に係る事項	変更年月日	変更の理由
駐輪場の位置及び収容台数	平成24年1月26日	駐輪場の一部を分散させることにより、収容台数を増加し、利便性及び安全性の改善につながるため。
荷さばき施設の位置		荷さばき施設の一部を集約し、その総面積が増加することにより、駐車場内の安全性の向上及び円滑化を図り、店舗西側及び南側の生活環境への影響を緩和するため。
廃棄物等の保管施設の位置及び容量		テナント棟の小売業を行う者を決定したことによる売場区画の変更に伴い、廃棄物保管施設を移動し、及び集約することにより、当該施設の保管容量が増加するため。

4 届出年月日

平成24年1月16日

5 縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成24年2月13日（月）から同年6月13日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）とし、縦覧時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

(2) 縦覧場所

東広島市産業部商業観光課

東広島市西条上市町7番42号

6 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成24年6月13日（水）

(2) 提出先

東広島市産業部商業観光課